

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録		
日 時	令和6年9月18日（水曜日） 開会 午前 9時09分 閉会 午前10時17分 散会 午前10時28分		
場 所	第2委員会室		
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 (議長 藤 江 徹)		
欠 席 委 員	なし		
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川 進議員 田境 毅議員 都築幸夫議員 丸山千代子議員 鈴木久夫議員		
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 教 育 長 池 田 和 博 企 画 部 長 内 田 守 総 務 部 長 林 保 克 消 防 長 山 本 秀 行 教 育 部 長 菅 沼 秀 浩 企 業 立 地 監 兼 企 業 立 地 課 長 鴨 下 直 史 財 政 課 長 岩 瀬 仁 史 総 務 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 消 防 次 長 兼 消 防 署 長 吉 田 孝 正 教 育 部 次 長 兼 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 夏 目 守 雄 企 画 財 政 課 長 柴 田 淳 一 D X 推 進 担 当 課 長 内 海 敏 明 総 務 課 長 藤 田 美 香 財 務 担 当 課 長 伊 藤 孝 庶 務 課 長 稲 吉 仁 予 防 防 災 課 長 新 實 直 哉 学 校 教 育 課 長 加 藤 宏 和 庶 務 課 主 幹 近 藤 京 子 消 防 署 主 幹 市 川 幹 也 文 化 ス ポ ー ツ 課 主 幹 宮 本 里 衣 子		
議会事務局職員	議会事務局局長補佐 手 嶋 大 地		

議 に 付 し た 案 件	第40号議案	幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第43号議案	工事の請負契約について（中学校体育館空調設備設置工事）
	第44号議案	工事の請負契約について（六栗ゲートボール場テント上屋設置工事）
	第45号議案	財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）
	第46号議案	財産の取得について（町民会館グランドピアノ）
	第47号議案	令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出、第3条
	第48号議案	令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
	陳情第1号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
	陳情第2号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
	陳情第3号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
	陳情第4号	最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
	陳情第5号	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
	陳情第6号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
	陳情第7号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第8号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書	

委員長 皆さん、おはようございます。

総務教育委員会にお集まりいただきありがとうございます。

また、昨晩は深溝のほうでちょっとした火災がありまして、関係者の皆様、お疲れさまでした。本当に大変なことだったと思います。

さて、今定例会の中に、認定議案の中に後期高齢者の案件がありましたけども、私も今年中に後期高齢者のほうに入るわけですけども、今年はベビーブームというんですかね、私と同じ年代の方が、私の住んだる六栗でも非常に多くて、次から次と後期高齢者になってきて、私もそのうち順番が回ってきますけども、その中で、やっぱり国がつくったときの後期高齢者の名目が悪いと、何とかならんかと、字が悪いとかね何とかまた言ってきた人がおりまして、じゃあ、どんな字がいいのかなと思って考えとったら、私が、高くて貴重の木ですか、高貴な人、の高貴高齢者にしたらどうかなというような案を出しました。それで、高貴な人っていうのはどういう人かっていうと、気品のある人という、そうですね、私、気品のある人というのは、やっぱりいつも穏やかで身だしなみもしっかりしとって怒ったり騒いだりしなくて、いつも穏やかな人というような人が気品のある人だそうです。

私の左側3人がもう後期高齢者になったんですけども、気品のあるのかどうかは皆さん方に判断していただくとして、私もあと50日で後期高齢者になりますけども、私も気品のある人になりたいなと思っておりますので、また名目をどうするかっていうこともいろいろありますけども、議案の中身はどうであれ、そういったネーミングをみんなで考えるというのも面白いかなと思って、地元でわいわいがやがややとった次第でありますけれども、それはさておき、先回も後期高齢者の後は7エキだよっつって、この隣におる人が一般質問していただきましたけども、最後まで元気でいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、開会に先立ち、町長より挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

今、委員長のほうから冒頭に挨拶いただきまして、昨日建物火災が発生しておりますので、まずはこれから報告させていただきます。

昨日発生しました建物火災の速報について報告をさせていただきます。

9月17日20時47分に深溝字丸ノ内、作農地内にありますけども、深溝字丸ノ内地内の有限会社白光舎におきまして火災が発生しました。このクリーニング工場には危険物を取り扱う設備が併設されており、延焼の危険性が心配されましたが、消防団などの出動協力もあり大火に至らず、23時27分に鎮火となりました。出動車両、消防本部の2台消防団からは8台、出動人員、消防職員、非番招集も含めまして38人、消防団員の方々は71人となります。

原因につきましては現在調査中ではありますが、被害状況といたしましては、建物内部及びシーツが燃えたことにより白煙が工場内部に充満し、残火処理に時間がかかる状況でありました。被害を最小限に抑えることができたと考えておりますが、消防職員の活躍もさることながら、消火活動や残火処理等迅速に出動していただいた消防団や地元議

員を初めとした関係者の協力のおかげであり、感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございました。報告であります。

それから、2点目であります、教育委員会関係でございます。中学生の島原市派遣交流の件でございます。

台風の影響で中止をさせていただきましたが、令和6年8月26から27日の1泊2日の行程で長崎県の島原市へ向かう予定であったということではありますが、台風10号の影響により向かうことを断念したということでございます。しかしながら、その後の調整で、令和6年11月24日から25日、日、月で実施できることで調整をいたしましたので、ここで御報告をさせていただきます。中止をしましたが、再び行くという形で進めております。

記念式典、これは総務部の関係でございます。約1か月後となりました10月19日の土曜日、いよいよ幸田町町村合併70周年記念式典の開催を迎えることとなりました。

式典の1週間前からは写真展、19日の前日18日には防災サミットがあって、式典当日19日の午後からは徳川宗家19代当主の徳川家平さんによる講演会であります。夕刻には、蒲郡、幸田町を主な舞台とします高明監督の「スポットライトを当ててくれ」の再上映会を行います。そして、翌日10月20日、日曜日でございます。記念ソングをつくってくださった半崎美子さんのコンサートを開催してまいります。委員の皆様につきましては、式典への御出席につきましては案内状を送付させていただき、全員の出席をいただけるという報告をいただいておりますが、改めてお願いを申し上げたいと思います。

それから、総務部人事の関係で、政策課題の研修の関係で、本庁におきまして主査昇任後の5年程度の職員を対象といたしまして、政策形成に必要な能力を養う目的で、半年ほどの時間をかけて政策課題研究研修を実施し、今年度につきましては6名の職員がその研修に取り組んでおります。

先日、9月5日でありますけれども、課題解決のための先進地視察といたしまして、その6名の職員が京都府の京丹波町へ出かけまして、人口減少時代の施策につきまして京丹波町の職員の方々と有意義な意見を交換をしましてまいりましたとの報告を受けました。京丹波町の町長様にも御同席いただいたということの報告を受けております。

なお、この政策課題の研修の成果を発表することにより、まだ1例しかありませんけれども、予算の中に反映しております子育て応援・家事サポート事業を政策課題研修から提案をいただき、採択し、予算に反映しておるという実績もございますので、改めて政策課題研修の今年度の動きを報告させていただきました。

最後となります。衆議院議員総選挙の執行に伴う予算措置でございます。

9月27日の投開票の自民党総裁選の後に、衆議院解散による総選挙が執行されるという報道がなされております。衆議院議員総選挙の解散によります投開票日でございますが、報道等によりますと10月27日あるいは11月10日のどちらかと予想されております。総選挙の執行に伴う予算執行につきましては、予備費予算額3,000万を活用させていただきたいと考えておりますが、また状況によって報告をさせていただきますけれども、この解散総選挙に伴う予算の措置というものが有り得るということで御理解いただきたいと思います。

報告を申し上げました。

本日は、5件の単行議案に対する付託された審議と補正予算2件についての付託された議案についての慎重なる御審議をいただきたいと思っております。ちょっと長くなりましたけれど、よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時 9分

---

委員長 これより議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第40号議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては7ページと8ページ、議案関係資料につきましては7ページから10ページ、また議案説明会資料につきましては1ページと2ページとなっておりますので、併せて御参照ください。

第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、まず初めに、9月1日現在、本庁で任用している会計年度任用職員の人数を申し上げます。

フルタイム123人、123人、パートタイム450人、450人でございます。

今回の改正は、現在本庁で任用している会計年度任用職員のうち、フルタイム全員及び一部のパートタイムの会計年度任用職員につきまして、新たに勤勉手当の支給をするための改正をお願いするものでございます。

平成2年度からの会計年度任用職員制度の導入に当たっては、総務省から事務処理マニュアルが示されており、そのマニュアルによりますと、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっては、常勤職員に適用される制度を基本としつつ、各自治体の実情、任用の実態等に応じて、細部において異なる制度設計とすることも差し支えないとされております。

本庁における勤勉手当の支給の対象者といたしましては、今年度支給を始めている期末手当の支給対象者と同じく、会計年度任用職員のうち週20時間以上勤務をされている方、約320人を対象に支給することとしたいと考えております。

最後に、県内の他の自治体の状況でございますが、県内におきましては、本庁以外の全ての自治体におきまして、今年度令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給しております。

以上が補足説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。ありませんか。

13番、笹野君。

12番笹野康男君 この影響額は説明の中で書いてあるんですけど、費用1億3,000万ぐらいか、これは間違いはないんですか、大体。といいますのは、成績率ちゅうのが書いてあるんですけど、成績率によっては変わってきちゃうのかなという感じがするんですけども、これは別物ですか。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 今回、人事評価に基づく勤勉手当の支給ということになりますけれども、会計年度の任用職員の人事評価につきましては、成績率の、これまでは継続の再度の任用のための人事評価という形でやらせていただいております、その内容なんですけれども、正規の職員は能力評価と業績評価という細かな目標を定めたりして人事評価を行いますけれども、会計年度任用職員につきましては、もう少し簡易的な内容の人事評価ということを求めております、評価が高い低いで勤勉手当の成績率に影響するような人事評価という形にならないような形での人事評価を現在考えております、総務省から示されている記録書につきましても、上司の命令に従って業務が遂行できたかできなかったかというような内容のものになっておりますので、成績率によって金額に大きな影響が出るような評価体系にはなっていないので、それほど大きな影響力があるとは考えておりません。

委員長 ほかにありませんか。

1番、藤本君。

1番藤本和美君 こちらの周知の方法なんですけれども、その職員の方にこれを連絡する方法、去年のボーナスの変更があったときに、知らなかったよっていう声もちよっといただいたので、今回せっかくまた待遇が改善されるので、どういった方法で隅々まで連絡するかということをお教えください。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 今年度から期末手当を支給するに当たりまして、予算を取る段階から、所属に対しましては、勤勉手当の予算を取ってくださいというようなことも周知をしながら事務を進めてまいりましたが、お一人お一人の会計年度任用職員様への周知というところまで気が回っておらず、一部の職員の方からは知らなかったよというようなお話をいただいたことは事実でございます。本当に申し訳ありません。

今回、勤勉手当の支給につきましては、もちろん予算を取る段階では、その内容についての事務的な周知もいたしますが、職員のグループウェアの掲示板ですとか、また掲示板を見ることができない会計年度任用職員さんもいらっしゃいますので、そういった方につきましては、職場のほうで周知をしていただけるような、任務を進めながらお一人お一人に周知ができるようにやらせていただきたいと思います。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 知らずに転職せざるを得ないということがないように、ぜひお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第40号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第40号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第43号議案 工事の請負契約について(中学校体育館空調設備設置工事)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

財政課長。

財政課長 それでは、第43号議案 工事の請負契約について(中学校体育館空調設備設置工事)、こちらにつきまして補足説明は特段ございませんので、よろしくお願いたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第43号議案 工事の請負契約について(中学校体育館空調設備設置工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第43号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第44号議案 工事の請負契約について(六栗ゲートボール場テント上屋設置工事)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

財政課長。

財政課長 それでは、第44号議案 工事の請負契約について(六栗ゲートボール場テント上屋設置工事)、こちらにつきましても、補足説明は特段ございませんので、よろしくお願いたします。

委員長 説明を終わりました。

質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第44号議案 工事の請負契約について(六栗ゲートボール場テント上屋設置工事)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第44号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第45号議案 財産の取得について（移動型バリアフリートイレトレーラー）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

予防防災課長。

予防防災課長 消防本部予防防災課所管分の第45号議案 移動型バリアフリートイレトレーラーに係る財産の取得についての補足説明はありません。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。ありませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 1つ確認だけさせてください。これ、災害時には当然のことなんですけれども、常にいろんな形で利用するっちゃうことも必要かなと。これは災害時に、行く前に何かイベントとかそういうものがあつた場合に、私は使っていただきたいと思うんですけども、そういった面の使い方等はどのように考えてるか。ある程度、これ場所を取りそうな気がいたしますんで、その辺の具体的な計画等、構想がありましたらお聞かせください。

委員長 予防防災課長

予防防災課長 災害以外、平時のときの使用方法につきましては、広く幸田町内で行われる住民が参加する行政のイベントについて、各所管課から移動型バリアフリートイレの要請がございましたら、その申請に基づき消防本部で精査させていただいて、これは貸し出すべきものと判断させていただきまして各課に貸出しをする形で、広く幸田町の住民に使っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ぜひ、せっかく購入してあるこういういい設備、そういったものを町民の方にもしっかりと知らせてほしいと思いますので、いろんな活動、常の活動の中で生かしていただくようお願いして終わります。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 13番、笹野です。

この件でありますけれども、1社の随契だということで、幸田町では、この金額が初めてじゃないのかなというふうに私キョギしとんですけども、そういう中で、本当にこの1社しかなかったのかどうかという確認だけをさせていただきたいと思います。

委員長 予防防災部長。

予防防災課長 移動型バリアフリートイレトレーラー、バリアフリーという名がつくものがほかの形のトレーラータイプのトイレにあるんですが、うちが今購入を進めております移動型バリアフリートイレトレーラーの特徴は、ほかのトイレトレーラーにない機能というのがありまして、例えば通常の移動型バリアフリートレーラー、トイレトレーラー

に関しては、車高が高くて、それがトイレのシステムの形状的にトイレの下に汚水タンクを設けてるのが一般的なタイプで、今回私たちが導入する予定のトレーラーにつきましては、便座の下にタンクがなくて、その代わりにトイレの背面にタンクがあるということで、トイレ自体の車高がぐんと低床になるということで、通常階段で上がっていかねばいけなものを、緩やかな傾斜角度5度のスロープで車椅子の方もすっと容易にトイレに入室できるタイプのトイレになります。これをやはり造っているのは、今回契約させていただく業者でしかないということで1社随契にさせていただいているところでございます。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 分かりました。

それと、随契の中で、1回目の見積りで決定となるわけでありまして。その金額的なことは、要するに、こちらで考えた金額に満足か予定価といたしますか、設計価を持ってみえるのか、その部分よりも下回ったから1回でオーケーだよと、こういう契約になっているのかな、見積りといいますか提示されるのかな。何回でもやる3回までできるわけですから、3回までやったらどれだけ差があるのか。極端に言えば、変なことを聞きまされども、そういうことだあってあり得るのかなということですけども、その点いかがでしょうか。

委員長 予防防災課長。

予防防災課長 こちらの移動型バリアフリートイレトレーラーにつきましては、販売業者から聴取したことで、基本的には定価販売されるということで、その見積りに基づいて業務を進めさせていただいたところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第45号議案 財産の取得について(移動型バリアフリートイレトレーラー)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第45号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号議案 財産の取得について(町民会館グランドピアノ)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 第46号議案 財産の取得について(町民会館グランドピアノ)につきましては、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 1点確認させてください。今まで、今現在、ヤマハのフルコンサートピアノがあって、今壊れてしまったのを河合に変えるということなんですが、セミコンサートピアノというふうに表示されていますけども、これ私の知る限りですと、当然連弾ということも想定しているというふうに聞いてるんですけども、そうした場合の音質的な問題っていうのは、メーカーが違うことによってどうなんでしょうか。その辺のところっていうのは微妙なところがあって、そういう使い方をした場合にも大丈夫かどうか、ちょっと確認、お伺いいたします。

委員長 答弁を求めます。

文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 まず、壊れたピアノですけども、ヤマハのフルコンサートではなくて、セミコンサートピアノになります。連弾でやるには、壊れたセミコンサートピアノをさくら会館で使うのかつばきで使うのかということで移動させなければいけない部分がありまして、今回も壊れたヤマハのセミコンサートピアノよりも上質の河合のセミコンサートピアノの導入を行います。

当然、通路、つばきとさくらホールの間を行き来しなければいけないということで、その中のぎりぎり通過できる大きさのものを選んでおります。音質に関しては、一応文化振興協会ともお話をさせていただいて、特に問題はないということで選定をさせていただきました。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 また先ほどちょっと一緒の質問ですけど、確認なんですけれども、890万ぐらいの予算を取るんであって、入札ではくっきり890万だったという話であります。そして、1回も、これも定価でありますから、随意契約ですから、でやっていた、だからこのままでいいということで落札したのか、いかがでしょうか。

委員長 答弁を求めます。

文化スポーツ課主幹。

文化スポーツ課主幹 販売業者による定価の見積りを頂いておりまして、そちらにて進めさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第46号議案 財産の取得について(町民会館グランドピアノ)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第46号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで、理事者の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時33分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出、第3条を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

財務担当課長。

財務担当課長 財政課を初め全ての所管におきまして、一般会計歳入歳出予算及び地方債についての補足説明はありません。

以上です。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより第47号議案の質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 歳出のほうで、教育費の中で保健体育施設費、これで社会体育の施設事業がなくなっております。これ今の中央公民館の西側にあった倉庫をなくして移動して、また将来その近くについてという話聞いたと思うんですけども、これは今現状どこにその道具は収められているのか。常日頃の活動の中で不便はないのか、まずお聞きいたします。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 今回新たな体育倉庫の建設で6年度予算確保させていただきましたが、物価高騰等により今回断念をさせていただきました。ただ、現状そこに入っております運動器機具類につきましては、現在、大草広野の旧タナカの倉庫のほうを使用させていただいております。若干距離が事務局から遠くなって不便な部分はありますけども、十分な広さがありますので、そちらのほうをしばらく借用しながら対応してまいりたいと思っています。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今回は中止という形でやったけど、将来、使い勝手の問題等を含めて、また復元して、また今の中央公民館の近くにという予定のことは考えられる予定ですか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 当面の間は、タナカの倉庫を使用させていただいていきたいと思っております。将来的には公民館に近いところで建てたいと思っておりますが、当面はタナカの倉庫に配置する予定であります。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 それで、広野地区の総合的な改革が進んで、そういったときにそういった経過が具体化するまでは今のままで使うという解釈でよろしいですか。

委員長 文化スポーツ課長。

文化スポーツ課長 はい、その考えでおります。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 85款の雑入、30款の雑入です。オジセンターの関係でありますけれども、これはコウは萩だけになると、こういうことありますけど、来年度はこれ絶対予算化になる。だから、毎年2件ずつは要望を出していくと、これは間違いのないわけですね。

採択されるかせんかは別として、できれば2件採択されるような努力をしていただきたいなど、こういうふうに思っております。そこら辺どうでしょう。

委員長 総務課主幹。

総務課主幹 最大2件まで申請ができますので、毎年2件ずつ出していこうと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第3号)中、第1条の総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出、第3条を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第47号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

財政課長。

財政課長 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第1号)、こちらにつきまして補足説明は特段ございません。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第48号議案 令和6年度幸田町土地取得特別会計補正予算(第1号)を、原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第48号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

町長 ただいま付託されております7つの議案について、慎重審議ありがとうございます。それぞれいただいた意見についてはしっかりと持ち帰りまして、主要な施策等々に反映していくための十分な検討を加えていきたいと思っております。

これから暑さもちょっとしのげるようになりまして、10月からはいよいよスポーツ、文化の季節であるということでもあります。

最後に、まず70周年の町民大運動会第69回になりますけど、10月に開催されるという

ことで、久方ぶりの開催につきましては、この運動会の戦況の度合いを見て、来年度以降、運動会の開催、期日、内容等々を検討を加えていくことをしたいと思っておりますので、よろしく御意見をまた賜りますようによろしくお願いいたします。

また、最後でありますけども、役場のハミングバードカフェの前で現在工事を行っております。公園整備のような形で10月末まで工期がありますので、11月機会を捉えまして、あそこは農福連携でお花の苗スポットを置いて、またa i b o君の造形物もあそこに持ってきて、何らかの形でちょっと景観的にもデザインの的にも憩いの場として、またキッチンカーもいずれは置いて、楽しく過ごせるような空間にしたいと思っておりますが、11月には現地の造成を整えた上で御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、慎重審議ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

ここで、10分間休憩といたします。理事者は退席をお願いします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時52分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書の朗読は全文ではなく、件名、陳情者名、陳情の趣旨につきまして、副委員長に読み上げていただきます。

陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、名古屋市北区柳原3丁目7番、春の自治体キャラバン実行委員会代表 西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、憲法に基づくナショナルミニマムを保証し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう、地方自治と地方財政を拡充することを初め、7項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今の7項目のうちの私は4番のところ、4項目めの行革努力を反映する地方交付税の算定を行わないことってというのは、これ何かちょっとおかしいなど。やはり各地方、市町はそれなりに行革して、少しでもそういった改善をしながら、それで足りないものを交付していただくというのが本来の姿だと私は思います。ですから、そういう努力をしなくてもくれるよっていうように受け取られる文言は、私はいかかなものかなと思って反対するものであります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 この陳情は、正直言って去年の6月の定例会でも出されたものであります。ですから、不採択という話で通したと思います。ほとんど文章的にも変わっておりません。そういうことを考えたときには、私は同じ文書でもう審議をする必要もねえなど、こういうのを私簡単に思っております。そういう点では不採択で置いておきたいというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第1号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第1号は、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、陳情第1号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、住民の命と暮らし、安全・安心を守るために行政機関の職員の定数に関する法律、総定員法を廃止するとともに、国の行政機関の機構、定員管理に関する方針、定員合理化計画を撤回することを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今の項目3項のうちの1つ目、これやはり行政機関の職員の定員に関する法律を撤廃しろとか、それから、そこなどの部門もですね、やはりこれは国民あるいは住民の税金をもらってそういった地方自治全部運営されておるわけですので、やはりそういったきちっとした管理の下に定数を決め、目的を決め、きちっと使途もはっきりとするのが本分だと思います。そういったものを廃止しての野放しにすること自体、私はおかしなことになるんじゃないかなと思いますので、これについては反対いたします。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 でも、一緒なんですよ、去年と。本当にもう審議をする必要ないなど。

稲吉委員が言われたように、業務部分全部一律で行政サービスをするという話はそれぞ

れの自治体でやっぱり考えていかれる話であると。反対であります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第2号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手なし)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、陳情第1号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、公共サービス基本法第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすことを初め、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 労働環境等うたわれていますけども、今現状そういった工事の発注等はされてないと思います。現実には、例えば今回の六栗のゲートボール場の屋根の件にいたしましても、予算が足りないということで、従来であれば、そんなもの企業もっと努力せえちゅってやれば、当然そういったところもしわ寄せが行ったことがあろうかと思うんですけども、やはりそれは物価の高騰等も含めて、そういったものを吸収しながら、そういった労働者のことも考えながら予算編成されていると私は信じておりますので、そういった意味において、こういった問題を改めて云々は必要ないなというふうに思いますので、これには反対するものであります。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 これは、事業従事者の関係の安定的なことを狙ったものですけども、幸田町自体はもう5年ぐらいたったのかな、公契約条例をつくっておりますので、わざわざ出すものでない。それぞれの自治体で公契約条例をつくっていけばいいかなと、こういうふうに思っています。基だけはできているというふうに思っておりますので、従事者の待遇に対してはそれぞれに従ってやっていくということでもいいんじゃないのかなと、こういうふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第3号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第3号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、陳情第1号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出いただくよう陳情いたしますとして、最低賃金法を改正し、全国に一律最低賃金を実現することを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 またこれも第1項目の最低賃金を全国一律にということなんですけども、これやっぱり非常に地域地域の特性等あって地域の事情も違うんでね、一発で一律にせえっていうのは、これもどうかと思います。それぞれの地域の特性を生かして、その中で最大限努力していただくというのが私は基本かなと。確かに最低賃金幾ら幾らあるというのは必要ですけども、そのプラスアルファについては、地域の努力によって、地域の状況によって考えるべきだ、自然とそういう形に方向に進むものだと思っておりますので、これの全国一律賃金せえちゅうのは必要ないなと、難しいなと思いますんで、反対いたします。

委員長 ほかにありませんか。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 最低賃金はここ2～3年は非常に多く上がってきております。今年も10月から最低賃金変わりますけれど、愛知県は50円、こういう話であります。それぞれのやっぱり県によって違いも出ます。やっぱり物価とかいろんなものを考えたときに、やはり最低賃金は決められてくるだろうなと、このように思っています。ですから、統一なんていう話はあかんなという感じがいたしておりますので、よろしくお願い申したいと思います。それと、いずれはもっともっと来年もまた50円ばかり上げるとか、そういうことになってくるだろうなというふうにも思うんですけども、将来的には1,500円とい

うこともあり得るかなというふうに思うんですけれども、現状では、やはり非常に難しい問題だと、だから反対の立場で通したいというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第4号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、陳情第1号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出いただくよう陳情いたしますとして、「1年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定を行わないことを初め、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 この現状、教職員さんの労働時間過密なものを解消しようということで、特に部活動が民間移行ということをスタートしておりますし、そういった面で各学校それぞれの段階で努力しておるわけですし、その辺は十分酌んでいくべきものだと思っておりますので、現実そういう形で進めますので、改めてここで一律にこうせにやいかんっていう形のものは無理かなというふうに思います。そういった面で、やはり最終的に何が大事かなっていうのは、児童生徒のことも考えないかんですから、一方的に教職員だけでどうだって決めつけるのはどうかなと思いますので、その辺は上手にバランスも取ってやっていくべきだと思いますので、現状のままでまだいかに得ん部分もあるかと思しますので、その辺は順次生徒児童のことも考えながらやっていただきたいと思しますので、これについては全部現状を変えるっていうのは難しいなと思しますので、反対といたします。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 これね、去年も一緒の陳情だと思うんですけれども、確かに働き方改革で教職員の要するに時間数も結構減りつつあるのは事実であります。ただし、今稲吉委員

が言われたように、やっぱり子どもたちの教育を考えたときに、1か月単位でやはり50時間という話が出てくるだろうなど、こう想定するわけであります。ですから、トータル1年間だと、こういうことであります。それをもっともだなど私は思っています。そういうことで考えると、やっぱり強制的に1年単位のじゃなくて、1年単位トータルでやっぱり時間数を見るときは、そこは抜いていいのかなという感じがしますので、この陳情に対してはやっぱり反対の立場であります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第5号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第5号は、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。

陳情者は、額田郡幸田町大字大草字長根尻167、私学をよくする愛知父母懇談会幸田ブロック、教員代表、沓名智丈氏であります。

陳情の趣旨は、国に対して意見書を提出していただきとして、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することを初め、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 これはもう全く同じ文書の中で、去年も11月2日に提出された陳情と一緒にあります。ですから、これで十分審議をして採択をしておりますので、本年度もやはり採択をして、今回も採択してやっぱり出していかないかな、国に出していく、こういうことでいいんじゃないのかなというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、陳情第6号は、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。

陳情者は、陳情第6号と同様であります。

陳情の趣旨は、県に対して意見書を提出していただきとして、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私間格差を着実に是正できる施策を実現することとするものであります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 これも昨年同様であります。採択をしております。要するに、意見を出してるから、国は出してるから愛知県を通じて出すと、陳情は出してくれと、こういう考え方でいいんじゃないのかなというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、陳情第7号は、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書を議題といたします。

それでは、副委員長、お願いします。

副委員長 陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書。

陳情者は、陳情第6号と同様であります。

陳情の趣旨は、幸田町独自の授業料助成制度を拡充していただきとして、教育の機会均等の理念に基づき、国、県の制度と合わせて学費負担の公私間格差を是正するため、私立高校生に対する授業料助成制度を維持し、拡充していただきとするものであります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたら、お願いします。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これは今、町で現実にやってることで、それ以上のものっていうのはやっぱり町の財政の面もあるし、これはちょっとなかなか難しいかなと。いずれにしましても、先ほどにもありましたが、国、県のほうには十分していただくのが先であって、町のほうも経済的に財政的に余裕ができるならばいいと思いますけど、やはり全体のバランスもありますので、現状やってるのを理解していただいて、あえてこの陳情については、今の段階では無理だなと反対するものであります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第8号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために幸田町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書を、採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第8号は、不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審議は全て終了しました。

本日の委員会の審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

それでは、採択された陳情につきまして意見書を提出するに当たり、案を用意しましたので、皆さんで御協議いただきますようお願いいたします。

それでは、内容のほか、誤字、脱字についても御指摘いただきたいと思いますので、副委員長に朗読をお願いします。

副委員長 それでは、議員提出議案目録の1ページから3ページを朗読いたします。

議員提出議案、番号2番 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和6年9月25日

提出者 幸田町議会議員

賛成者 幸田町議会議員

提案理由 国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書(案)

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては

就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことができる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費助成の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会 議長 藤江徹

(提出先) 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣宛

以上です。

それでは、提出議案目録の4ページから6ページを朗読します。

議員提出番号 2番

愛知県私学助成の拡充に関する意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書(案)を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和6年9月25日

提出者 幸田町議会議員

賛成者 幸田町議会議員

提案理由 愛知県の私学助成の拡充を求める必要があるから。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書(案)

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は公教育の場として「公私両輪体制」で県の公教育を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局を初め多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの私学選択の自由は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても初年度納付金で、年収720万円から840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1／2補助）は約35万円、年収840万円から910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに私学を自由に選べる状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、全ての子どもが私立も自由に選択できることが大前提であり、公私格差の解消はその根幹である。

よって、当議会は教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成として入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会 議長 藤江徹

（提出先）愛知県知事 大村秀章様

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、6号議案、7号議案、6号議案のほうですけれども、何かここを直したほうがいいのか、字が違っているとかがありましたら。読み間違いはちょこちょこ。

（「本会議で読むときは、点とか丸とか言わんでもいい」など複数の声あり）

委員長 どうですか、ここ直したほうがいいのか。

（「なし」の声あり）

委員長 それじゃ、第7号のほうでどうでしょうか。ないですかね。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、これをもって打ち切ります。

それでは、以上の内容で意見書の作成を進めていき、議員提出議案として提出したいと思います。

提出者は私で、賛成者として総務教育委員の皆様の名前で提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 異議なしと認めます。

それでは、意見書については、提出者は私で、賛成者を総務教育委員の皆様の名前で提出いたします。

意見書については、以上となります。

長時間熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて、散会いたします。

閉会 午前10時17分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年9月18日

総務教育委員会  
委員長